

【参考資料】令和4年度岩手県内部統制評価報告書に記載した重大な不備の概要等

事案	不備の概要	重大な不備と判断した理由
<p>過年度の内部統制評価報告書において 重大な不備が把握された所属において、会計事務における不適切事案を複数件発生させたものなど</p>	<p>県営住宅家賃等に係る不適切事案が複数発生した。</p>	<p>会計事務の不適切な事案であり、職員の故意が認められる事案であり、内部統制評価実施要領（令和4年7月7日付け行経第102号）第4第4項第1号「故意又は重大な過失により生じさせた事案であると認められるもの」に該当すると判断した。</p>
	<p>情報機器賃貸借（更新）等に係る不適切事案が複数件発生した。</p>	<p>会計事務の不適切な事案であり、職員の故意が認められ、かつ、組織的なチェック機能が十分ではなかった（組織の重大な過失）と認められる事案であり、内部統制評価実施要領（令和4年7月7日付け行経第102号）第4第4項第1号「故意又は重大な過失により生じさせた事案であると認められるもの」に該当すると判断した。</p>
	<p>公用車1台について、車検有効期間が満了したことに気付かず、のべ4回運行した。</p>	<p>財産事務の不適切な事案であり、組織的なチェック機能が十分ではなかった（組織の重大な過失）と認められる事案であり、内部統制評価実施要領（令和4年7月7日付け行経第102号）第4第4項第1号「故意又は重大な過失により生じさせた事案であると認められるもの」に該当すると判断した。</p>